

平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援
委託業務

入 札 説 明 書
(最低価格落札方式)

平成26年1月17日

放送大学学園

本学園の一般競争契約に係る入札公告（平成26年1月17日付け）に基づく入札については、放送大学学園会計規程、放送大学学園契約事務取扱規程及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者等

(1) 契約担当者

放送大学学園 事務局長 吉田 和文

(2) 所属部局名 放送大学学園

(3) 所在地 〒261-8586 千葉県千葉市美浜区若葉二丁目11番地

2 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務

(2) 調達件名の特質等 詳細は仕様書による。

(3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日

(4) 履行場所 詳細は仕様書による。

(5) 履行方法 詳細は仕様書による。

(6) 入札方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。したがって、競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

また、入札金額は、調達案件の請負価格のほか、履行に要する一切の諸費用を含め見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争参加者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証保険及び履行保証 免除

3 競争参加資格

(1) 放送大学学園契約事務取扱規程第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 全省庁統一資格において開札時まで平成26年度における「役務の提供等」

のA又はBの等級に格付けされている者であること。

(3) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(4) 「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき、文部科学省機関において取引停止又は指名停止の処分を受けている者でないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒261-8586 千葉県千葉市美浜区若葉二丁目11番地

放送大学学園財務部経理課用度第二係

TEL 043-298-4565

(2) 入札説明会の開催場所及び時間

平成26年1月23日（木）15時30分

放送大学学園管理棟2階入札室

※「テストバンク運用マニュアル」については、入札説明会にて閲覧可能。

なお、入札説明会以外でも、希望があった場合は担当了承のうえ随時閲覧可能とする。

(3) 入札書の受領期限

平成26年2月14日(金) 17時00分

(4) 入札書の提出方法

- ① 競争参加者等は、仕様書、契約書(案)を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)の係に説明を求めることができる。
- ② 競争参加者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式4の入札書を作成し、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務の入札書在中」を記載す
(ア) 調達役務名
(イ) 入札金額
(ウ) 競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ)
(エ) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印(いわゆるシャチハタなどの浸透印は不可。以下同じ。)
- ③ 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分に押印をしなければならない。
- ④ 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 調達役務名及び入札金額のないもの
- ③ 競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札するときは、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
- ⑤ 調達役務名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに提出されなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 資格審査の終了前に、開札の時において競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札時まで終了しなかったもの又は資格を有すると認められなかったもの
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(6) 入札の延期等

競争参加者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争参加者等は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることはできない。

(8) 競争執行の日時及び場所

平成26年2月21日(金) 14時00分

放送大学学園管理棟2階入札室

(9) 開札

- ① 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争参加者等及び入札事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)並びに上記①の立会職員以外の者は入場することができない。
- ③ 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争参加者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。

- ⑤ 競争参加者等は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争参加者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争参加者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、密封した入札書に別封の履行できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争参加者等は、開札日の前日までの間において、契約担当者から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
 - ③ 契約担当者は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した調達役務を履行できるかどうかの判断以外に競争参加者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争参加者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した役務を履行できるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 上記4の（4）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争参加者等であつて、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争参加者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争参加者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争参加者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (7) 支払条件 契約書（案）による。

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

下記1～3の書類等の提出期限：平成26年2月14日（金）17時00分

提出場所：放送大学学園財務部経理課用度第二係

※なお、応札しない場合は、開札日前までに辞退届の提出と入札説明書等返却すること。

1 競争参加資格の確認のための書類

(1) 平成26年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し …………… 1部

2 履行できることを証明する書類 …………… 1部

(1) 作業従事予定者名簿（各人毎の氏名、経験年数等を記載したもの）

(2) 業務提案書（履行にあたっては、業務方針、人員配置計画、安全管理体制、迅速なアフターサービス、緊急連絡表及び苦情への対応体制を記載すること。）

(3) 納入実績表（同等の契約・書式任意）

・3年以内に試験問題作成（大学等における（入学）試験問題作成、公的団体が実施する資格試験問題作成または通信制大学等における通信指導問題作成等）を元請けとして12ヶ月以上継続して行った契約実績で、契約前辞退・契約の解除・履行中に業務改善等の指導を受けていないもの。

・件名・発注元・業務場所・契約年月日・契約期間・契約金額等を記載すること。

(4) プライバシーマーク又はI SMS適合性認証を取得していることの証明書。

3 その他提出書類

(1) 見積書「算定根拠（人件費、交通費、車両費、日当・宿泊費等、できる限り詳しい内容の概算書）を必ず添付すること。また、諸経費率を記載すること。」

(2) 労務費等単価表（作業員の人工等、算定根拠となる単価を記載すること）

(3) 入札書（封書に入れ、封印すること）（指定様式）

(4) 代理人又は復代理人の委任状（指定様式）

(5) これら提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

(6) 入札当日、入札会場に入場出来る競争参加者・代理人（又は復代理人）の方は**1社1名**となっております。

入場する方は、別添添付の委任状と本人確認できる書類（名刺等）をご持参ください。

また、初度入札で落札しなかった場合は、その場で原則落札となるまで入札を継続いたしますので、代理人（又は復代理人）となられた方は、必ず、委任状に押印した印鑑をご持参ください。

4 落札者が提出する書類

①落札内訳書（落札後速やかに提出すること）…………… 1部

②作業従事予定者名簿

上記2－（1）で提出した業務従事者に変更が無い場合は省略可 …………… 1部

③その他本学が要求する書類 …………… 1部

④上記2 履行できることを証明する書類で御提出いただいた書類は、契約期間中に仕様書どおりに履行が行われているかの確認のための資料となりますので、変更があった場合は速やかに変更後の資料を提出してください。

※ 上記2－（1）～（4）の書類については、ファイル一冊毎に各一部ずつ綴り、応札者の記名押印のうえ、必要部数提出すること。

契 約 書 (案)

契約件名 平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務

請負代金額 金 円
(うち、消費税及び地方消費税相当額 円)
月額 (内訳別紙のとおり)

上記の消費税及び地方消費税相当額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に108分の8を乗じて得た額とする。

発注者 契約担当者 放送大学学園事務局長 吉田 和文 (以下「甲」という。) と、
請負者 代表取締役社長 (以下「乙」という。) との間において、上記の件 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙の仕様書に基づいて業務を行うものとし、甲は、その対価として代金を支払うものとする。
- 第2条 業務は、放送大学学園学務部に於いてこれを行うものとする。
- 第3条 契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間とする。
- 第4条 乙は、この契約締結後15日以内に仕様書に基づいて、経費内訳書 (以下「内訳書」という。) を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が、乙に内訳書の提出を必要としない旨の指示をした場合は、この限りではない。
- 第5条 乙は、業務を完了したときは、その旨を書面で甲に通知しなければならない。
- 2 前項の書面は、放送大学学園財務部経理課に送付するものとする。
- 3 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員 (以下「検査職員」という。) は、第1項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に検査を完了しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による検査に合格しないときは、甲又は検査職員の指示に従い、直ちに手直しをして再度検査を受けなければならない。
- 第6条 乙は、前条第3項又は第4項の検査に合格したときは、請負代金請求書により、請負代金を請求することができる。
- 2 請負代金請求書は、一月ごとに放送大学学園財務部経理課に送付するものとする。
- 3 乙の責に帰すべき理由により業務従事者が欠勤したときは、次式により算出した額を差し引くものとし、1円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 見積単価 (円/人月) × 12ヶ月 ÷ 244日 × 1.08 (消費税額)
- ①試験運用管理者 円/人日
②通信指導問題 問題作成管理・出題者校正管理者 円/人日
③単位認定試験問題 試験問題作成管理者 円/人日
- 4 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、受領した日から40日以内

に請負代金を支払わなければならない。

5 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

6 請負代金は、放送大学学園財務部経理課より一月ごと1回に支払うものとする。

第7条 天災地変その他甲乙双方の責に帰すべからざる事由により、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約はその部分について当然その効力を失う。

第8条 乙は、本契約に関連して知りえた甲に関する一切の情報を、本契約の履行中にはもちろん、本契約終了後においても、第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、本契約の履行に関与する乙の従業員その他の者についても、前項の義務を遵守させなければならない。

第9条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第10条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

第11条 乙は、仕様書について軽微な変更を必要とする場合には、監督職員の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

第12条 甲が乙に引き渡す支給材料及び貸与品は、仕様書に定めるところによる。

2 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意義務をもって、管理しなければならない。

3 乙は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった支給材料及び貸与品を甲に返還しなければならない。

4 乙は、故意又は過失により支給材料及び貸与品が滅失若しくは毀損し、又は、その返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は、返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

第13条 甲は、必要があると認められるときは、仕様書の変更を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは請負代金額を変更し、又は、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第14条 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5%の割合で計算した額とする。

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務を開始すべき期日を過ぎても業務を開始しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により、契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

三 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、請負代金額の10分の1に相当する金額を違約金として請求することができる。

- 第16条 甲は、業務が完了するまでの間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来高部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除したことによって、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第17条 乙は、契約が解除された場合には、甲から引き渡しを受けた支給材料及び貸与品があるときは、速やかに返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等を故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 第18条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったときは、契約を解除することができる。
- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第20条 乙が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賠償金等を支払った日までの日数に応じ、年5%の率を乗じて算出した延滞金を徴収するものとする。
- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。
- 第22条 この契約に関する訴えの管轄は、放送大学学園を所轄区域とする千葉地方裁

判所とする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成26年 月 日

甲 千葉市美浜区若葉2-1-1
契約担当者
放送大学学園事務局長 吉田 和文

乙

別紙

支 払 月	支 払 金 額	うち消費税及び 地方消費税額
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10月		
11月		
12月		
1 月		
2 月		
3 月		
合計	0	0

平成26年度年間カレンダー

2014年4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
今月の祝日・休日						
29 昭和の日						
平日						21
土曜						4
日祝						5

2014年5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
今月の祝日・休日						
3 憲法記念日						
4 みどりの日						
5 こどもの日						
6 (振替休日)						
平日						20
土曜						4
日祝						7

2014年6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
今月の祝日・休日						
祝日なし						
平日						21
土曜						4
日祝						5

2014年7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
今月の祝日・休日						
21 海の日						
平日						22
土曜						4
日祝						5

2014年8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
今月の祝日・休日						
祝日なし						
平日						21
土曜						5
日祝						5

2014年9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
今月の祝日・休日						
15 敬老の日						
23 秋分の日						
平日						20
土曜						4
日祝						6

2014年10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
今月の祝日・休日						
13 体育の日						
平日						22
土曜						4
日祝						5

2014年11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
今月の祝日・休日						
3 文化の日						
23 勤労感謝の日						
24 (振替休日)						
平日						18
土曜						5
日祝						7

2014年12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
今月の祝日・休日						
23 天皇誕生日						
平日						19
土曜						4
日祝						4
年末年始						4

2015年1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
今月の祝日・休日						
1 元日						
12 成人の日						
平日						19
土曜						4
日祝						5
年末年始						3

2015年2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
今月の祝日・休日						
11 建国記念の日						
平日						19
土曜						4
日祝						5

2015年3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
今月の祝日・休日						
21 春分の日						
平日						22
土曜						3
日祝						6

年間日数

平日		244
土曜	49	121
日祝	65	
年末年始	7	
合計	365	365

委任状・入札書の様式について

- 別紙様式 1 委任状
(社員「担当者」等が入札の都度、競争参加者の代理人となる場合。)
- 別紙様式 2 委任状
(支店長等が一定期間、競争参加者の代理人となる場合。)
- 別紙様式 3 委任状
(支店等の社員「担当者」等が入札の都度、競争参加者の復代理人となる場合。)
※この場合は別紙様式 2 が必要となる。
- 別紙様式 4～6 入札書
(代理人または復代理人が入札する場合には、代理人または復代理人のみが押印し、競争参加者は押印しない。)

委任状

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

委任者（競争参加者）

住 所

社 名

代表者氏名

社印

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人 氏名 _____

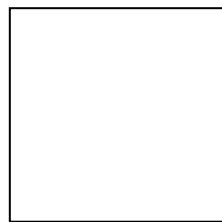
記

平成26年2月21日に行われる

「平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務」

の入札及び見積に関する一切の権限

受任者（代理人）使用印鑑



委任状

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

委任者（競争参加者）

住 所

社 名

代表者氏名

社印

印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住 所

社 名

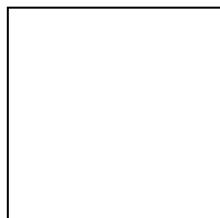
役職・氏名

委任期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金に関する件
4. 契約の履行に関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件
7. その他

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

委任者（競争参加者の代理人）

住 所

社 名

代表者氏名

社印

印

私は、(氏名) _____ を(競争参加者) _____
の復代理人と定め、下記の権限を委任します。

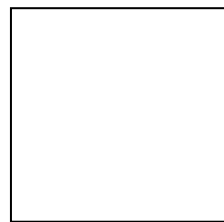
記

平成26年2月21日に行われる

「平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務」

の入札及び見積に関する一切の権限

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



(競争参加者が応札する場合)

様 式 4

入 札 書

件 名 平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務

金 額 金 円也

仕様書を熟知し、上記件名の請負を上記の金額で入札します。

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

競争参加者

(住所)

(氏名)

印

(様式1及び様式2の委任状により応札する場合)

様式 5

入 札 書

件 名 平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務

金 額 金 円也

仕様書を熟知し、上記件名の請負を上記の金額で入札します。

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

競争参加者
(住所)

(氏名)

代 理 人 (住所)

(氏名)

印

(様式3の委任状により応札する場合)

様 式 6

入 札 書

件 名 平成26年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務

金 額 金 円也

仕様書を熟知し、上記件名の請負を上記の金額で入札します。

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

競争参加者

(住所)

(氏名)

復代理人 (住所)

(氏名)

印

1. 社員等が入札のつど競争参加者の代理人となる場合

委任状

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

委任者（競争参加者）

住 所 ○県○市○町○丁目○番○号

社 名 ○○○○株式会社

代表者氏名 代表取締役（社長） ○○○○

↑

資格審査結果通知書（全省庁統一
資格）に記載されている役職名



↑
社印，代表者印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

代理人 氏名 □ □ □ □

記

開札日当日の日付

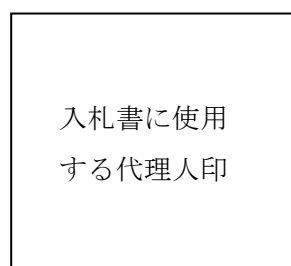
↓

平成 年 月 日

「 入 札 件 名 」

の入札及び見積に関する一切の権限

受任者（代理人）使用印鑑



2. 支店長等が一定期間競争参加者の代理人となる場合

委任状

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

委任者（競争参加者）

住 所 ○県○市○町○丁目○番○号

社 名 ○○○○株式会社

代表者氏名 代表取締役（社長） ○○○○



↑
資格審査結果通知書（全省庁統一
資格）に記載されている役職名

↑
社印，代表者印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

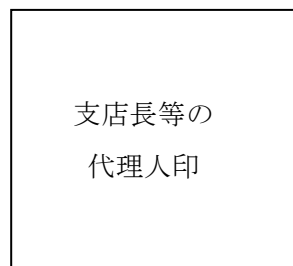
受任者（代理人） 住 所 △県△市△町△丁目△番△号
社 名 ○○○○株式会社
役職・氏名 △△支店長 △△△△

委任期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 ← 委任期間を記載してください。

- 委任事項
- 1. 入札及び見積に関する件
 - 2. 契約締結に関する件
 - 3. 入札保証金に関する件
 - 4. 契約の履行に関する件
 - 5. 契約代金の請求及び受領に関する件
 - 6. 復代理人の選任に関する件
 - 7. その他

←委任事項を
記載すること

受任者（代理人）使用印鑑



3. 支店等の社員が入札のつど競争参加者の復代理人となる場合

委任状

平成 年 月 日

放送大学学園 殿

委任者（競争参加者の代理人）

住 所 △県△市△町△丁目△番△号
社 名 ○○○○株式会社
役職・氏名 △△支店長 △△ △△



↑
社印、支店長等代理人印

資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
に記載されている役職名

復代理人氏名
↓

↓
○○○○株式会社

私は、（氏名） □ □ □ □ を（競争参加者） 代表取締役（社長） ○○の復代理人と定め、
下記の権限を委任します。

記

開札日当日の日付

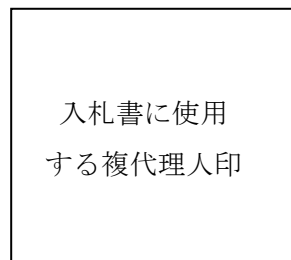
↓

平成 年 月 日

「 入 札 件 名 」

の入札及び見積に関する一切の権限

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑



記入例

様式 4

入札書

件名 ○○○○○○○○○○○

金額 金 XXX, XXX, XXX 円也

入札金額は課税事業者・免税事業者を問わず見積もった金額の105分の100(消費税を除いた金額で作業に係る全ての費用)に相当する金額を記載すること。

仕様書を熟知し、上記件名の請負を上記の金額で入札します。

提出書類の受領期限がある場合は、**提出期限までの日付しか記入出来ない(提出期限を含み前の日付のみ)**。
入札当日記載する場合は、当日の日付。

平成●●年▲▲月■日

放送大学学園 殿

代理人及び復代理人で入札する場合の記載方法は下記1～3のとおり。

注意！！
提出書類の受領期限を定めている入札では、提出時の入札書には競争参加者しか記載できない(支店長等が、競争参加者から年間委任を受けている場合の入札書の記載方法は下記1のとおりで、それ以外での提出は出来ない)。下記2及び3は開札当日のみ有効な記載方法である。

(競争参加者本人が入札する場合)

〔競争参加者〕
住所 ○◎都○○区△△1-1-1
▲▲▲▲株式会社
氏名 代表取締役(社長) □□□□ (印)

代理人及び復代理人で入札する場合の記載方法は下記1～3のとおり。

1. (代理人で入札する場合の記載例 その1) 代理人が支店長等の場合

競争参加者から一定期間委任を受けていて、かつ、受領期限が定められている場合は、右記の記載方法で提出出来ます。その場合、年間委任状(別紙参照)の提出が必要です。入札当日のみの代理人で、受領期限が定められている場合の提出は出来ません。(競争参加者からの年間委任が無い場合)

代理人の委任状と照

様式 5

〔競争参加者〕
住所 ○◎都○○区△△1-1-1
▲▲▲▲株式会社
氏名 代表取締役(社長) □□□□

代理人
住所 ○◎都■区××1-1-1
氏名 ▲▲▲▲株式会社
▽▽▽支店長 ●●●● (印)

2. (代理人で入札する場合の記載例 その2) 代理人が社員の場合

受領期限が定められている場合は、右記の表記での提出は出来ません。
(入札当日に競争参加者の代理で、入札に関する権限のみ委任されているため)
受領期限日は入札日ではない。

代理人の委任状と照

様式 5

〔競争参加者〕
住所 ○◎都○○区△△1-1-1
▲▲▲▲株式会社
氏名 代表取締役(社長) □□□□

代理人
住所 ○◎都○○区△△1-1-1
氏名 ●●●● (印)

3. (復代理人で入札する場合の記載例)

上記、記載例その2同様、受領期限が定められている場合は、右記の表記での提出は出来ません。

復代理人の委任状と照

様式 6

〔競争参加者〕
住所 ○◎都○○区△△1-1-1
▲▲▲▲株式会社
氏名 代表取締役(社長) □□□□

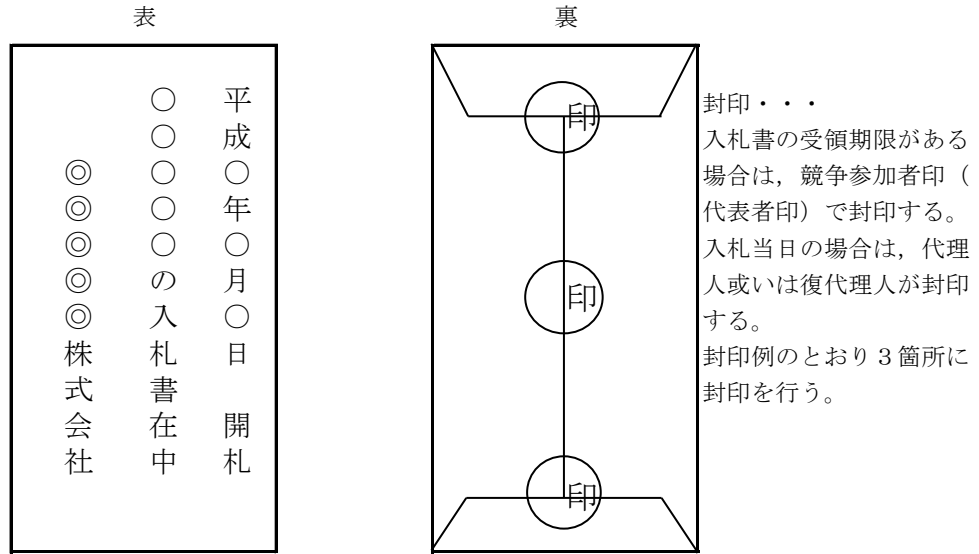
復代理人
住所 ○◎都○○区△△1-1-1
氏名 ●●●● (印)

※ 代理人及び復代理人で入札する場合、入札書への押印は代理人及び復代理人の方のみですので、注意してください。その場合、入札書の押印に使用する印鑑は、委任者の使用印鑑欄に押印した印鑑になります。
※ **受領期限とは、入札書を含めた提出書類の提出期限日のことであり、開札日のことではありません。**

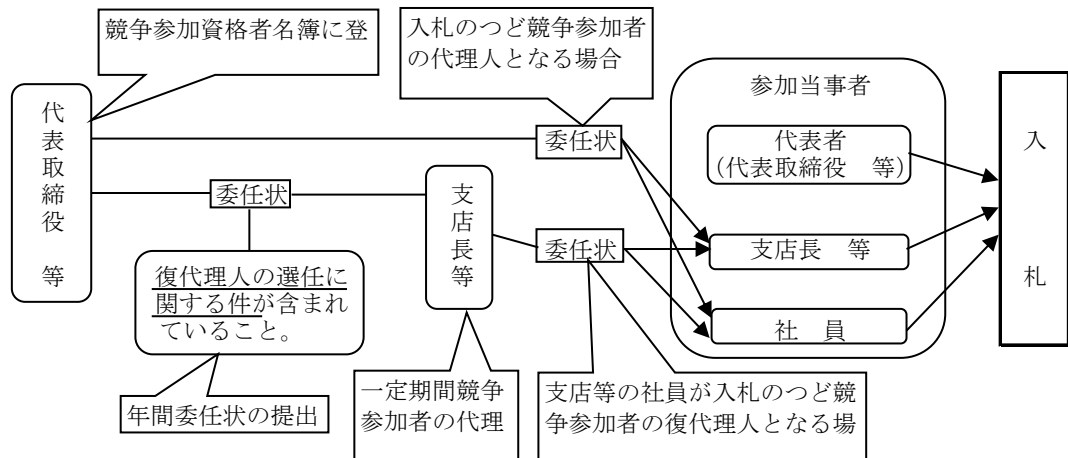
入札書提出についての説明

1. 入札書は、配布したものと同一内容のものを使用してください。
 - イ. 代理人（復代理人）が入札する場合は、委任状も忘れず提出してください。
 - ロ. 使用する数字は、必ず算用数字を用いて記入してください。
 - ハ. 入札金額の記載は、別紙参照のこと。
2. 封書の表には、開札日・本入札件名・応札業者名を記入し、裏には封印をするものとする（下記参照）。封印は、提出期限が定められている場合は、代表者印（支店長等が一定期間競争参加者の代理人となる場合は代理人印）、入札当日封印の場合は、入札に参加した者が使用する印鑑（代理人（復代理人）の場合は、委任状に押印した使用印鑑）で封印する。

封筒記載及び封印例



2. 第1回目で落札しなかった場合は、次の要領で再度入札を行う。
 - イ. 参加当事者（競争参加者本人、代理人若しくは復代理人）が、放送大学担当者から配布される入札書用紙に必要事項を記入し、応札する。
 - ロ. 封筒は、第1回目の封筒を使用する。
3. 第2回目で落札しなかった場合は、2の要領で行う。
4. 委任状について
 - イ. 会社の代表者（競争参加資格者）でない方が入札する場合は、入札前に委任状の提出をお願いします。



5. その他
 - イ. 入札に参加される方は、時間厳守のこと。

書類提出に際しての注意事項

昨今、入札書を含む提出書類について、下記に掲げる間違いが頻繁に起こっております。以下に掲げることに注意の上、書類の提出をお願いいたします。

1. 全ての提出書類についての日付に誤りがないか。
書類の受領期限は、あくまで本学が提出を求めた全ての書類の提出期限であって、開札日ではありません。
受領期限 = 開札日
と勘違いしている競争参加者が多く見られます。

上記の勘違いのため、下記の間違ひがあります。

- ①封印した入札書に記載した日付を **受領期限** ではなく、**開札日** を記入。
入札書に関わらず、提出を求められた全ての書類は、受領期限より後の日付を記入することはできません。
開札日に入札書を開封した時点で、受領期限より後の日付が記入された入札書は、その場で**無効**となり、落札者の対象外となり、応札に立ち会っている代理人の方も開札場から退場していただくことになります。

例

受領期限が平成20年12月8日で、開札日が平成20年12月19日の場合
提出する全ての書類は、**平成20年12月8日を含み、前の日付**でなければならない。

2. 全ての提出書類についての提出者に誤りがないか。
書類の提出者（記名押印）は、原則競争参加資格に登録されている方（競争参加者）になります。
年間委任状により、競争参加者が契約に関する一切の権限を支店長・本部長等に委任している場合は、委任を受けた者の記名押印で書類を提出してください。

また、よくあるのが、代理人に関する間違いです。
入札当日、入札会場で立ち会う方の中には、入札当日のみ委任を受けた代理人の方がいますが、この入札当日のみ委任を受けた方は、受領期限の時には代理人での記名押印では、書類の提出は出来ません。
受領期限の時に提出可能な場合とは、落札した場合、契約書に記名・押印する方と理解してください。

例1：競争参加者で提出する場合

◎◎株式会社 代表取締役（社長） ○○○○

落札した場合は、上記の内容で契約書に記名・押印し、契約書を取り交わします。

例2：競争参加者から年間委任を受けた者が提出する場合

◎◎株式会社 代表取締役（社長） ○○○○

代理人

◎◎株式会社 □□支店長 △△△△

落札した場合は、上記の内容で契約書に記名・押印し、契約書を取り交わします。

上記二つの事例以外では、提出は不可能です。
これに寄り難い場合は、本学担当者までご確認ください。

また、上記の取扱いの間違ひのために、入札当日委任状の提出にも誤りが波及しています。
例1の場合は、競争参加者自ら参加する場合、委任状は必要ありませんが、代理人を選出して入札に参加する場合は、代理人として選出された方が委任状を持参し、参加することになります。そして、初度入札で落札せず、再度再々度と入札を行う場合は、代理人の記載のある入札書で代理人として立ち会っている方が、入札書に必要事項を記載し、札入れをしていただくこととなります。

上記の場合に必要な書類

委任状・・・**様式1**

入札書・・・**受領期限に提出する入札書は競争参加者のみの入札書**

入札当日2回目以降の入札の場合は、**代理人の表記のある入札書**

受領期限・・・**様式4**、入札当日・・・**様式5**

例2の場合は、競争参加者は既に支店長等を代理人として選出していますので、**競争参加者で入札に参加することは出来ません。**

入札当日、支店長等が入札に立ち会う場合は、年間委任状のみ提出していただければ結構ですが、支店長等が立ち会えない場合は、支店長等が更に代理人を選出する必要があります。その場合、競争参加者からの立場では、復代理人という立場になります。よって、例2の場合で入札に参加する場合は、復代理人の委任状が必要となります。

上記の場合に必要な書類

委任状・・・様式2と様式3

入札書・・・受領期限内に提出する入札書は代理人表記のある入札書

入札当日2回目以降の入札の場合は、代理人或いは復代理人の表記のある入札書

受領期限・・・様式5

入札当日・・・代理人が参加の場合は様式5，復代理人が参加の場合は様式6

記入例等をよくご確認のうえ、該当する委任状及び入札書で御参加ください。

辞 退 届

【競争入札等件名】

「平成 26 年度通信指導問題・単位認定試験問題作成実施支援委託業務」

問 1. 競争に参加しなかった理由を以下の 1. ～ 5. からお選びください。

該当する項目にチェックしてください（複数選択可）。

1. 応札しても（金額的、技術的に）受注見込みがない。又は不慣れで履行できない。
 - ①不慣れな業務であり、業務を確実に履行するにはリスクがあると判断したため ()
 - ②仮に受注できたとしても、次年度に受注できないリスクがあり、人材の計画的な育成・配置が困難と判断したため ()
 - ③参加しても受注の見込みがないと判断したため ()
 - ④社の専門分野・得意分野と異なる内容の業務であったため ()
 - ⑤放送事業特有の高い品質が求められ、対応が困難と判断したため ()
2. 発注ロットが大きすぎる。
 - ①発注ロット（一業務あたりの規模）が大きすぎた、必要な人員体制を確保するのは困難と判断したため ()
3. 実績要件又は資格要件が厳しい。
 - ①企業等に求められる業務実績の要件が厳しかったため ()
 - ②管理技術者等に求められる業務実績の要件が厳しかったため ()
 - ③管理技術者等に求められる資格要件が厳しかったため ()
4. 公告等の期間が短い。
 - ①入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短かったため ()
 - ②必要な技術者等を集めるには時間が足りないと判断したため ()
 - ③開札日から業務開始までの期間、開札日から納入期限・履行期限が短かったため ()
5. その他
 - ①事業の目的・内容、求められる成果物、審査基準等が不明瞭であったため ()
 - ②過去実績から見て利幅が少額と見込んだため ()
 - ③社と学園との距離が遠方であるため ()
 - ④その他 ()

※上記1.～5.の項目に該当する場合、そのように判断された具体的内容をご記入願います。

[]

問2. 発注情報については、現在、放送大学学園ホームページや紙による掲示の方法によって周知していますが、より効果的な周知方策について、ご意見等ございましたら、下欄にご自由にご記入願います。

[]

問3. 放送大学学園が発注する業務等に係る契約に関しまして、より競争性を高めるために改善すべきご要望等などがございましたら、下欄にご自由にご記入願います。

[]

【企業名】

【担当者】

【TEL番号】